

整理番号 9-1

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内 容	事務所駐車場代 (9 月分)		
年 月 日	令和 3 年 8 月 25 日 ~ 令和 年 月 日	金 額	50.55 円

目 的	政務活動事務所で使用する駐車場代
使 途	—
政務活動・ 県政との 関 連 性	—

《領収書貼付枠》

ご利用明細 スルガ銀行 SURUGA bank
 ご来店ありがとうございます。SURUGA bank
 お取引内容をご確認のうえ、お持ち帰りください。

お取引内容	ご利用年月日	ご利用時間
振込	030825	11:23
振行番号	お取引店	科目
0700	お取引支店	お取引金額
ATM番号	お取引金額	*10,000
0030	お取引金額	手数料
お取引番号	お取引金額	*110
0957	お取引金額	お取引内訳
取引コード	お取引金額	お取引種別

口座番号 [黒塗り] 受取人名 [黒塗り] 様
 依頼人名 ナカサワ ミチリ ジム 様
 電話番号 0543526471
 おつり金額 *

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で案分	10,110 円	1/2 %	5055 円

整理番号 9-2

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	事務所電話代 (NTT 8 月請求分)		
年 月 日	令和 3 年 8 月 27 日	~ 令和 年 月 日	金 額 3,671 円

目的	政務活動に使用する事務所電話代
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名 中沢 通訓 様	お家様番号	2021年 8月ご請求分	金額(円) ¥7,342-	受取人 NTTファイナンス株式会社	お問合せ先 (無料) 0800-3335550	領 取 日・附 印 21.8.27 NTTファイナンス株式会社
-------------------	-------	--------------	------------------	----------------------	----------------------------	---------------------------------------

取入印 監 印 欄
(金融機関・CVS用) → お客様

※ 本領収書は、領収書として有効です。領収書として有効な領収書は、領収書として有効な領収書として有効です。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で案分	7,342 円	1/2 %	3,671 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料(9月分)		
年月日	令和3年9月6日~令和 年 月 日	金額	11,550 円

目的	政務活動に必要な 自動車 のリース
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

13	03-08-13		
14	03-08-18		
15	03-08-24		
16	03-08-27		
17	03-09-06	SMBC(オカモト)	23,100
18	03-09-06		
19	03-09-06		

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で案分	23100 円	1/2	11,550 円
		%	

整理番号 9-4

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	コピー機リース料 (9 月分)		
年 月 日	令和 3 年 9 月 7 日 ~ 令和 年 月 日	金 額	4,968 円

目 的	政務活動に必要なコピー機のリース																																						
使 途	—																																						
政務活動・ 県政との 関連性	—																																						
<<領収書貼付枠>> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>16</td><td>03-08-27</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>17</td><td>03-09-06</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td>03-09-06</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td>03-09-06</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>03-09-07</td><td>HC)E77C-NBL</td><td>9,936</td></tr> <tr><td>21</td><td>03-09-13</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>22</td><td>03-09-24</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>23</td><td>03-09-27</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>24</td><td>03-09-27</td><td></td><td></td></tr> </table>				16	03-08-27			17	03-09-06			18	03-09-06			19	03-09-06			20	03-09-07	HC)E77C-NBL	9,936	21	03-09-13			22	03-09-24			23	03-09-27			24	03-09-27		
16	03-08-27																																						
17	03-09-06																																						
18	03-09-06																																						
19	03-09-06																																						
20	03-09-07	HC)E77C-NBL	9,936																																				
21	03-09-13																																						
22	03-09-24																																						
23	03-09-27																																						
24	03-09-27																																						

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で案分	9,936 円	1/2	4,968 円
		%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請託活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	携帯電話代 (a.u 7月請求分)		
年月日	令和3年9月10日~令和	年月日	金額 8,459 円

目的	政務活動に使用する携帯電話代														
用途	—														
政務活動・ 県政との 関連性	—														
<<領収書>> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3-09-10</td> <td>(ミツビシUFJニコス)</td> <td>自払</td> <td>158,440</td> </tr> <tr> <td>3-09-28</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				年月日				3-09-10	(ミツビシUFJニコス)	自払	158,440	3-09-28			
年月日															
3-09-10	(ミツビシUFJニコス)	自払	158,440												
3-09-28															

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	16,918 円	1/2 %	8,459 円

ご利用明細書

平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。今月分の「ご利用明細」をご案内申し上げます。
お引落口座へのご入金は、お支払日の前日（金融機関営業日）までをお願いいたします。

お支払日	3年 9月10日	当月ご請求額	158440円
		事前お支払額	0円
当月お支払合計額	158440円	内キャッシング分	0円
		合計	158440円

サーラカード

会員番号	[REDACTED]
金融機関名	[REDACTED]
通帳記号	[REDACTED]
口座名義	中澤 通訓

ご請求明細

ご利用区分	前月お支払後残高(円)	新規ご利用額(円)	残高(円)	ご請求金額(円)	元金(円)
通常払い				158440	

ご利用明細

ご利用者	ご利用日	ご利用額
10	9/10	713
10	9/10	713
10	9/10	717
10	9/10	717
10	9/10	720
10	9/10	722
10	9/10	722
10	9/10	722
10	9/10	722
10	9/10	722
10	9/10	726
10	9/10	727
10	9/10	8
10	9/10	2
10	9/10	4
10	9/10	6
10	9/10	6
10	9/10	0

au電話利用料

16918 | 07月分

使途項目 サーチキー 支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・懇談会等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	世界遺産の2次視察		
年月日	令和3年9月12日~令和 年 月 日	金額	2,160 円

目的	2023年12月における2次視察の意向調査
使途	高速道 入場料等
政務活動・ 県政との 関連性	山梨県との交流拡大の観点として、縄文時代の出土品を展示。相互理解の促進が図られる。
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,160 円	/	2,160 円
		100 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

富士山が、もっと近くなる。



静岡県富士山
世界遺産センター



◎開館時間 9:00~17:00 (7、8月は18:00)
※最終入館は、閉館30分前
◎休館日 毎月第三火曜日、施設点検日

ML FUJI WORLD HERITAGE CENTRE, SHIZUOKA

入館料 200円

整理番号 9-6-2 参照

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 富士

お問合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

21年 9月12日 9時41分
車種 普通

通行料金 ¥880-
(外泊)

—入口料金所— 清水
ETC 有効期限24年 2月
会員番号 (支払 - 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号208-00290922-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 清水

お問合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

21年 9月12日 13時13分

車種 普通

通行料金 ¥880-
(外泊)

—入口料金所— 富士
ETC 有効期限24年 2月
会員番号 (支払 - 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号204-00551256-00

富士宮市宮神田川観光駐車場

領収証

精算機 #01	A 精算No.000105
発券機 #01	発券No.078187
入庫時刻	2021年 9月12日(日) 09:58
出庫時刻	2021年 9月12日(日) 12:38
駐車時間	2:40
駐車料金	A料金 200円
=====	
合計	200円
現金領収額	200円
お預り	200円
お釣り	0円

またのご利用をお待ちしております。

支出証拠書(入館料)
(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 中澤通訓)

経費項目	調査研究費		
内容	世界遺産のついで一視察(入館料)		
年月日	3年9月12日	年月日	金額 200円

目的	山梨県との交流として山梨の出土品を展示
応対者	館内案内のみ
政務活動・ 県政との 関連性	山梨、静岡との交流のよび水としての展示を おこなうことが多く人出は少ないと認識がある。

《領収書貼付枠》



2021(令和3)年
前期 7/10[土]→8/9[月・振替]
後期 8/14[土]→9/12[日]
※展示場は山梨県富士山世界遺産センター(〒400-0201 山梨県富士吉野市大淵1-1-1)にあり、入館料は無料です。
開館時間 <7月>午前9時~午後6時(最終入館は午後5時30分)
<8月>午前9時~午後5時(最終入館は午後4時30分)
<9月>午前9時~午後5時(最終入館は午後4時30分)
休館日 7/20日(火)、8/17日(火)
取組費 一般700円、70歳以上200円
※大学生以下、障害者優待料(証明書を提示下さい)。
※常設展(一般300円、70歳以上無料)など、特別展のみがチケット制となります。
※感染症防止対策のため、入館時、検温・検疫を実施し、ご来館の際はマスクの着用をお願いします。
※入館人数は、ホームページをご覧ください。
山梨県富士山世界遺産センター 富士吉野市教育委員会

※ 入館料 200円は、整理番号 9-6-1 にて合算して記載

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	円	/	
		%	円

ふじのくに 文化財交流展

静岡県と山梨県の新たな文化財の交流展示

静岡県で山梨県の文化財の魅力に出会える

八ヶ岳の黒曜石ブラスレットと森の恵みにも育まれた縄文時代の遺産を展示します。

Shizuoka meets Yamanashi



縄文 世界の やまなしの



左:④右:⑤
Photo by Ogawa



2021. 8. 25 (水)

観覧
無料

→ 9. 20 (月・祝)

会場 静岡県富士山世界遺産センター

山梨県開催

「しずおかの弥生世界」

7.17(土)～8.22(日)

山梨県立考古博物館



関連イベント

トークイベント 写真家 小川忠博氏 9.12(日) 14:00～15:00

縄文美術の撮影40年の経験を持つ写真家 小川忠博氏と縄文世界を探ります。
【要申込・抽選・定員30名・参加無料】

ギャラリートーク、ワークショップ 8.29(日)、9.11(土) 13:00～16:00

両県の文化財担当者が展示解説します。本物の土器にふれる体験コーナーもあります。

静岡県/山梨県 問合せ 静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化財課
電話 054-221-2554

詳しくは、本紙裏面右しくは静岡県文化財課ホームページへ
<https://www.pref.shizuoka.jp/bunka/bk-180/index.html>

サテライトパネル展

in 静岡県庁別館21階富士山展望ロビー
9.2(木)～9.20(月・祝) 休館日あり、観覧無料

静岡県富士山世界遺産センター企画展

「富士山表口の歴史と信仰 - 浅間大社と興法寺 -」
7.10(土)～8.9(月・振休)、8.14(土)～9.12(日) 観覧有料

① 人面鏡野付深鉢 北杜市海道前C遺跡出土(山梨県指定文化財) 山梨県立考古博物館所蔵
② 身長5センチの土偶 甲州市大木戸遺跡出土 山梨県立考古博物館所蔵
③ 銅鏃 磐田市西の谷遺跡出土(静岡県指定文化財) 静岡県埋蔵文化財センター所蔵
④ 日本遺産「足跡る中部高地の縄文世界」ロゴマーク
※ ①と②は静岡県開催、③は山梨県開催にて展示予定です。



Photo by Ogawa
人体文家形土器 甲州市埋蔵文化財センター 山梨県立考古博物館蔵

▶ 展示品の概要 ◀

- 山梨県の装飾豊かな縄文土器、土偶、ヒスイの大珠、中部高地で産出される黒曜石や水晶の石器など（山梨県指定文化財を含む）
- 交流展のプロローグとして、武田家臣から徳川家臣になり活躍した大久保長安が伊豆の各地に寄進した約燈籠や鰐口（静岡県指定文化財）など

▶ トークイベント 小川忠博 氏

9.12(日) 14:00~15:00

参加は要申込・抽選、定員30名
申込締切：8.26(木) 17:00
申込方法：右下記載の申込み先へFAX又はEメールにより氏名と連絡先電話番号を送付
→8.27(金)に抽選のうえ参加の可否を連絡します。

小川忠博氏は1942年生まれ。週刊誌などのカメラマンのかたわら、各種スリットカメラなどを開発し、美術・考古分野に新しい視点を提供してきた。縄文美術の撮影は40年あまりにおよび、2010年には文化庁長官表彰を受ける。

▶ ギャラリートーク、ワークショップ

8.29(日)、9.11(土) 13:00~16:00

山梨県と静岡県の文化財担当者が各ブースで解説します。本物の土器にふれる体験コーナーも設けて、皆様をお待ちしています。（申込不要）

静岡県開催

縄文世界の
やまなしの

2021.8.25(水)
→9.20(月・祝)

ふじのくに
文化財交流展

ふじのくにである静岡県と山梨県の文化における交流の拡大に向けて、両県の歴史文化を互いに知るための文化財の交流展示をはじめます。

静岡県には稲作に適した平野と東海道ルートによる弥生時代の豊かな遺産があり、山梨県にはハケ岳の黒曜石ブランドと森に育まれた魅力あふれる縄文時代の遺産があります。

そして、この日本文化の源流にも関係するそれぞれ特有の文化財を交換し、「山梨県開催」と「静岡県開催」として展示会を開催します。

山梨県開催
しずおかの弥生世界
7.17(土)~8.22(日)
山梨県立考古博物館
甲府市下曽根町923
055-266-3881
9:00~17:00(入場16:30)
月曜休館(8月9日開館)
観覧無料
縄文土器：静岡市川合遺跡出土
弥生土器：静岡市川合遺跡出土
山梨県埋蔵文化財センター所蔵
くわしくは、山梨県考古博物館ホームページへ
<https://www.pref.yamanashi.jp/kouko-hak/>

静岡県富士山世界遺産センター

静岡県富士宮市宮町5-12

開館時間 9:00~17:00(入場16:30まで)、8月は9:00~18:00(入場17:30まで)

休館日 期間中はなし

観覧料 本展示は無料(センター常設展・企画展は有料)

アクセス 電車/J.R身延線富士宮駅から徒歩約8分

新幹線/新富士駅からバスまたはタクシー約40分

車/新東名高速道路・新富士IC約10分、東名高速道路・富士IC約15分

駐車場/最寄りの市営神田川観光駐車場(有料)

▲ 企画展「富士山表口の歴史と信仰～浅間大社と興法寺～」

7.10(土)~8.9(月・振替)、8.14(土)~9.12(日) 観覧無料

くわしくは、静岡県富士山世界遺産センターのホームページ等をご確認ください。

▶ サテライトパネル展

静岡県庁別館 21階富士山展望ロビー

静岡市葵区追手町9-6 JR静岡駅徒歩約10分

9.2(木)~9.20(月・祝) (9.18(土)・19(日)は休館)

平日:8:30~18:00 土日祝日:10:00~18:00

山梨県の縄文時代遺産の解説や写真パネルを展示します(観覧無料)。

問合せ・申込み先：静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化財課

【問合せ】電話 054-221-2554

【申込み】FAX 054-250-2784 Eメール bunkazai@pref.shizuoka.lg.jp

【詳しくは】静岡県文化財課ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/bunka/bk-180/index.html>

静岡県/山梨県

静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化財課、静岡県富士山世界遺産センター、静岡県埋蔵文化財センター、山梨県観光文化局文化振興・文化財課、山梨県立考古博物館、山梨県埋蔵文化財センター



夢

静岡県富士山世界遺産センター・富士宮市教育委員会共催

富士山表口の歴史と信仰

浅間大社と興法寺

発見

喜

慶

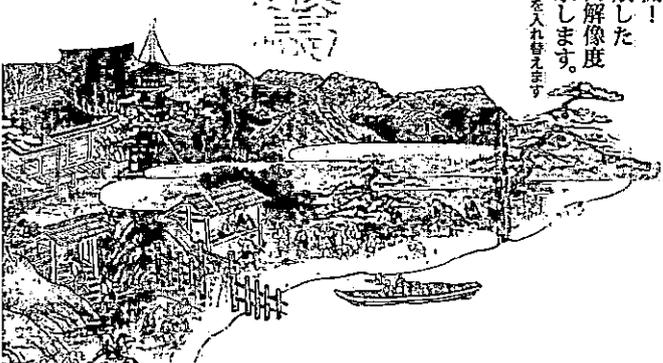
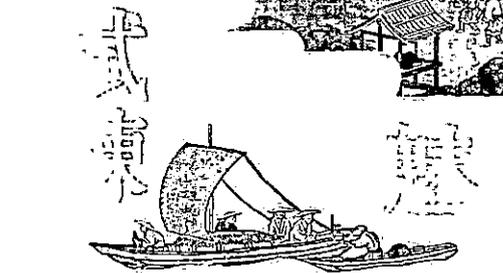
願

希聖

試練

魅

敬慕



国指定重要文化財修復後初公開！
絹本着色「富士曼荼羅図」
前期では原本を公開！
後期は修復後に作成した
「富士曼荼羅図」の高解像度
最新レプリカを展示します。
※「前期」後期で一部展示品を入れ替えます

令和3(2021)年
前期 7/10 [土] → 8/9 [月・振休]
後期 8/14 [土] → 9/12 [日]
※展示替えのため8月10日(火)～8月13日(金)の間、企画展は観覧いただけません。
開館時間 <7月・8月> 午前9時～午後6時 (最終入場は午後5時30分)
<9月> 午前9時～午後5時 (最終入場は午後4時30分)
休館日 / 毎月第3火曜日 (会期中は、7月20日(火)、8月17日(火))
観覧料 / 一般700円、70歳以上200円 (常設展観覧料含む)
※大学生以下・障害者等無料 (証明書をお見せ下さい。)

静岡県富士山世界遺産センター
2階 企画展示室
静岡県富士山世界遺産センター
2020
静岡県文化プログラム
富士宮市教育委員会
デザイン原図：絹本着色「富士曼荼羅図」

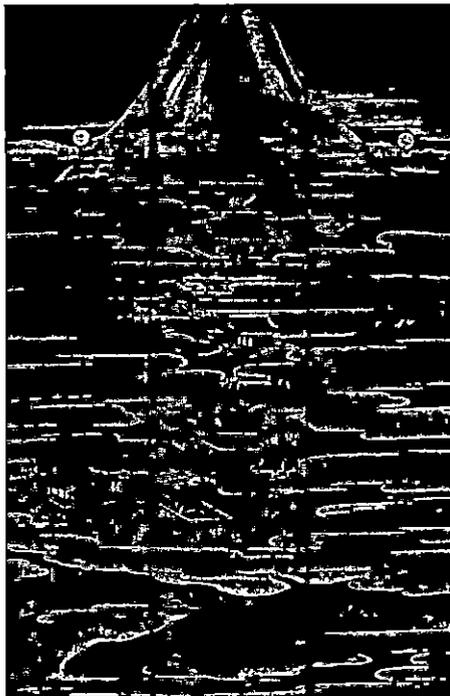
かつて富士山西南麓の表口（大宮・村山口登山道）から富士山頂を目指した参詣者（道者）たちは、大宮の富士山本宮浅間大社と村山の富士山興法寺（大日堂・村山浅間神社）を拠点に信仰登山を行っていました。このふたつの拠点は古くから権力者の保護を受け、発展していきました。今回の企画展は、この浅間大社と興法寺の歴史と信仰をテーマに、静岡県富士山世界遺産センターと富士宮市教育委員会が共同開催する初めての企画展となります。



富士山本宮浅間大社



富士山興法寺（大日堂・村山浅間神社）



国指定重要文化財
絹本着色「富士曼荼羅図」
修復後
初公開！

絹本着色「富士曼荼羅図」
国指定重要文化財
富士山本宮浅間大社蔵
静岡県立美術館寄託



大日如来坐像（大頂寺蔵）



村山浅間神社文書



銅造虚空蔵菩薩像懸仏
富士宮市指定文化財
富士山本宮浅間大社蔵

主な出展作品

国指定重要文化財1点、静岡県指定文化財4点、富士宮市指定文化財3点をはじめ、富士山表口の歴史や信仰に関わる貴重な文化財を約40点紹介。

【前期】と【後期】で一部展示品の入れ替えを行います。

【前期】出展作品

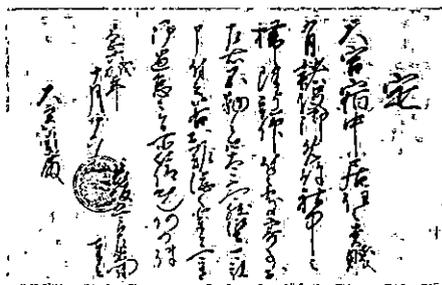
- 絹本着色「富士曼荼羅図」（国指定重要文化財、富士山本宮浅間大社蔵、静岡県立美術館寄託）修復後初公開
- 富士参詣曼荼羅（個人蔵）展示会初公開

【後期】出展作品

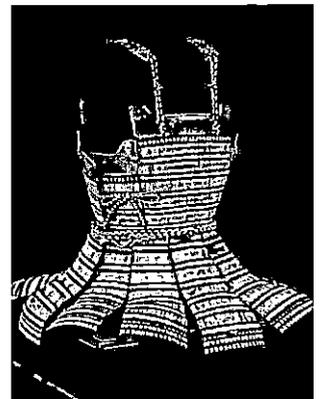
- 富士参詣曼荼羅（本津三神神社蔵）展示会初公開

【前期・後期】通じての主な出展作品

- 三島ヶ嶽経塚出土土器巻（富士宮市指定文化財）
- 銅造虚空蔵菩薩像懸仏（富士宮市指定文化財、富士山本宮浅間大社蔵）
- 大宮司富士家文書（静岡県立中央図書館蔵）：前期・後期で展示資料の入れ替えを行います。
- 鉄板札紅糸威五枚銅具足（静岡県指定文化財、富士山本宮浅間大社蔵）
- 村山浅間神社文書
- 大日如来坐像（大頂寺蔵）



大宮司富士家文書（静岡県立中央図書館蔵）
複写写真は後期展示分



鉄板札紅糸威五枚銅具足
静岡県指定文化財
富士山本宮浅間大社蔵

関連イベント

※新型コロナウイルス感染症対策のため、内容を変更もしくは中止する可能性があります。

特別講演会

令和3年7月25日（日）：13時～16時30分（開場12時30分）
富士宮市民文化会館 小ホール（富士宮市宮町14-2）
事前申込不要、直接会場へお越しください。

特別講演

山岳信仰と女人禁制

講師：鈴木正崇氏（慶應義塾大学名誉教授）

講演

展示会紹介資料の見どころ解説

講師：林直輝氏（日本人形文化研究所所長）

報告

富士山巡礼路調査（大宮・村山口登山道）の成果

報告①：大高康正（静岡県富士山世界遺産センター）

報告②：井上卓哉（富士山市民部文化振興課）

ギャラリートーク

展示室にて担当学芸員が展示解説を行います。

7/10・17、8/7・14、9/4・11（各土曜日）

各日13時30分～、15時～（各回1時間程度、事前申込不要）

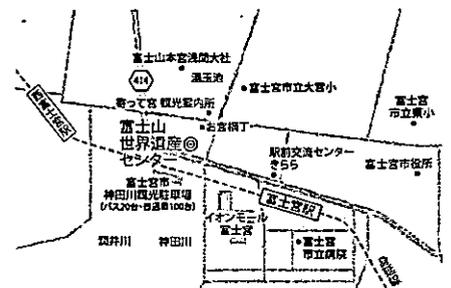
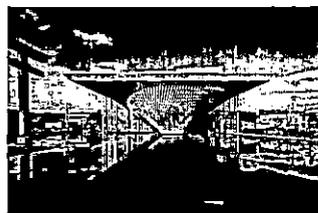


静岡県富士山世界遺産センター

開館時間/9:00～18:00（7・8月）、9:00～17:00（9月～6月）※最終入館は開館の30分前
休館日/毎月第3火曜日（会期中は7月20日（火）、8月17日（火））
観覧料/一般700円、70歳以上200円、大学生以下・障害者無料（証明書を御提示下さい。）
※常設展（一般300円、70歳以上無料）含む。特別展のみのチケットは販売しておりません。

アクセス 電車/JR身延線富士宮駅から徒歩8分
車/新東名高速道路新富士ICから約10分・東名高速道路新富士ICから約15分

〒418-0067 静岡県富士宮市宮町5-12
TEL 0544-21-3776
FAX 0544-23-6800
WEB <https://mfujj-whc.jp>



使途項目 サーチキー

支出証拠書

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------	---	--------------------------	--------------------------

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	農研吾展視察		
年月日	令和3年9月15日~令和	年月日	金額 15,720 円

目的	「日本建築752」の設計者あに建築建物に対する心情を知る一助とする
使途	交通費、入場料、書籍代
政務活動・県政との関連性	一流の建築設計者の為の作品を知り、今後の公衆物のあり方を学ぶ反映する。

《領収書貼付枠》

領収書 No 791

店名 No 5201160

領収書

ナカザワ ミチノリ 様

金額 ￥11,880円

「消費税等込」

但し、乗車券類(クレジット扱い)として

2021年9月15日

東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納

付につき名古屋中村

税務署承認済

精国駅

現金出納社員

JR 清水 ~ 静岡 ~ 東京 (経徳)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	15,720 円	100 %	15,720 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	9-7-2
------	-------

支出証拠書(入館料)
 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 仲澤通利)

経費項目	調査研究費		
内容	隈研吾展		
年月日	令和3年9月15日~	年月日	金額 1300 円

目的	公共建築物設計の不在者の輩出を促すための対応の案を採る。
対応者	館内案内者
政務活動・ 県政との 関連性	整理番号 9-7-1 参照

《領収書貼付枠》

別貼

※ 入館料 1,300円は 整理番号 9-7-1 にて合算して記載

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	円	/	
		%	円

整理番号 978

使途項目 サーチキー 支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	駅周辺の通行人数調査		
年月日	令和3年9月18日~令和 年 月 日	金額	400 円

目的	駅周辺の通行人数の変化を調査
使途	自転車代
政務活動・ 県政との 関連性	人の流入数を計り、商店街の動向を知る。 商業取引の変化を知るに役立つ。県政に反映。

《領収書貼付枠》

静岡市出納員
静岡LIFE(株)代表取締役
静岡市清水駅東口駐車場

領 収 証

入庫日時 2021年09月18日 13時17分
精算日時 2021年09月18日 15時04分
No.32-000018 券No.11-667097

駐車料金 (1台*)	400円
料金計	400円
投入現金	500円
釣銭額	100円

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	400 円	/	400 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 9-9

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページ管理・更新料 (<u>9</u> 月請求分)		
年月日	令和 <u>3</u> 年 <u>9</u> 月 <u>20</u> 日~令和 年 月 日	金額	11,000 円

目的	県政関係の情報や政務活動の情報を報告する。
使途	ホームページ管理・更新料
政務活動・ 県政との 関連性	ホームページを通じ、県政の情報や政務活動の状況を広く県民に報告する。
<領収書貼付枠> <u>支払者 中澤通訓</u>	

領収証

No.

中沢事務所 様 R3年 9月 20日

金額	¥ <u>11000</u> .-	
内 消費税等	但 <u>ホームページ更新料として</u> 上記正に領収いたしました	
現金		
小切手		

marukita きたがわ商店
 静岡市清水区船越 3-8-19 202
 北川 昌 隆
 TEL/FAX (054) 357-5594

HISAGO #778

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	11,000 円	/	11,000 円
		100 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

県外調査概要書

3年9月20日

会派名・議員氏名

ふじのくに県民のつどい

中澤通訓

目的	中部横断道南通過り道の駅調査
年月日	令和3年9月20日
場所	道の駅(南部・富沢)
内容	<p>1 行程 清～富沢～南部～清水</p> <p>2 応対者 店外の出店者(近隣のヤミ屋敷) (東方面からの観光客に期待をしない状況。静岡は まだ少ないこと)</p> <p>3 聴取内容 緊急事態宣言下ではおかし 東京、横断Tバーの自動車か ①には見えた。 また中部道は南通過り道か</p> <p>4 県政への反映 かなりの交通量で 内側一車線なので事故がよけな 車線通行止めとなるので渋滞は 必ずある。1.5車線にすれば ある。</p>

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

整理番号 9-11

使途項目 サチキ 支出証拠書
 □□□□ - □□□□

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	写真コピー代		
年月日	令和3年9月20日	令和 年 月 日	金額 360 円

目的	コピーして要請活動等に使用
使途	コピー代
政務活動・ 県政との 関連性	要請活動等に使用可

<領収書貼付枠

~~~~~ 領 収 証 ~~~~~

2021年9月20日  
 中澤通訓 様

¥ 360-

但 写真代金  
 上記正に領収いたしました

杉山カメラ店  
 静岡市清水区美濃輪町3-12

杉山 恭 敬  
 TEL<0543>52-8210  
 FAX<0543>52-5093

内 訳  
 税抜金額  
 消費税額( %)

| 案分の理由            | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|------------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかかるものである。 | 360 円    | 100 %  | 360 円         |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

使途項目  -  サーチキ

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓 )

|      |                                                      |     |           |
|------|------------------------------------------------------|-----|-----------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 |     |           |
| 内容   | 鈴木藤三郎展 (森町文化センター)                                    |     |           |
| 年月日  | 令和3年9月23日~令和                                         | 年月日 | 金額 3880 円 |

|              |                                                      |
|--------------|------------------------------------------------------|
| 目的           | 郷土の偉人・鈴木藤三郎展                                         |
| 使途           | 高速道路料金                                               |
| 政務活動・県政との関連性 | 明治期、口内外の産業界の活躍、旧居留農家の礎をまっく、こころの歴史を県政につぎつぎつぎにかい大車による。 |

《領

ご利用ありがとうございます。  
NEXCO 中日本  
料金所では一旦停車してください。

ご利用ありがとうございます。  
NEXCO 中日本  
料金所では一旦停車してください。

料金所 森掛川  
お問合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-9222-229  
上記番号をご使用になれないお客様は  
TEL 052-223-0333 (有料)  
21年 9月23日11時04分

料金所 清水  
お問合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-9222-229  
上記番号をご使用になれないお客様は  
TEL 052-223-0333 (有料)  
21年 9月23日13時11分

車種 普通 通行料金 ¥1,940-

(外泊) 入口料金所 - 清水 ETC 有効期限21年12月 会員番号 (支払 - 1回払い)

車種 普通 通行料金 ¥1,940-

(外泊) 入口料金所 - 森掛川 ETC 有効期限21年12月 会員番号 (支払 - 1回払い)

清水  
森掛川  
清水

|                  |          |        |               |
|------------------|----------|--------|---------------|
| 案分の理由            | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| 全て政務活動にかかるものである。 | 3,880 円  | 100 %  | 3,880 円       |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓 )

|       |                                                      |     |          |
|-------|------------------------------------------------------|-----|----------|
| 経費項目  | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 |     |          |
| 内 容   | 新聞購読 (静岡新聞, 朝日新聞, 農業新聞)                              |     |          |
| 年 月 日 | 令和3年9月25日~令和 年 月 日                                   | 金 額 | 10,323 円 |

|                          |                           |
|--------------------------|---------------------------|
| 目 的                      | 県政、社会情勢に関する情報収集           |
| 使 途                      | 3年9月購読料                   |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性     | 県政等の情報を収集し、議会質問や政策の参考にする。 |
| <<領収書貼付枠>><br><br>別紙のとおり |                           |

| 案分の理由            | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|------------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかかるものである。 | 10,323 円 | 100 %  | 10,323 円      |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

| N02-0242<br>000                                                                                                                                                  |         | 2021 年 9 月分                                                                                                                       |    | 領収証     |        |   |      |                                                                                                            |  |      |         |        |  |             |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---------|--------|---|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|------|---------|--------|--|-------------|--|
| 読者No. [REDACTED]                                                                                                                                                 |         |                                                                                                                                   |    | 中沢 通訓 様 |        |   |      |                                                                                                            |  |      |         |        |  |             |  |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>銘柄</th> <th>部数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡新聞 ※</td> <td>1</td> <td>3300</td> </tr> </tbody> </table> |         | 銘柄                                                                                                                                | 部数 | 金額      | 静岡新聞 ※ | 1 | 3300 | <table border="1"> <tr> <td>合計振替</td> <td>3,300 円</td> </tr> <tr> <td>(消費税込)</td> <td></td> </tr> </table> |  | 合計振替 | 3,300 円 | (消費税込) |  | <p>9/25</p> |  |
| 銘柄                                                                                                                                                               | 部数      | 金額                                                                                                                                |    |         |        |   |      |                                                                                                            |  |      |         |        |  |             |  |
| 静岡新聞 ※                                                                                                                                                           | 1       | 3300                                                                                                                              |    |         |        |   |      |                                                                                                            |  |      |         |        |  |             |  |
| 合計振替                                                                                                                                                             | 3,300 円 |                                                                                                                                   |    |         |        |   |      |                                                                                                            |  |      |         |        |  |             |  |
| (消費税込)                                                                                                                                                           |         |                                                                                                                                   |    |         |        |   |      |                                                                                                            |  |      |         |        |  |             |  |
| <p>8%対象 3,300円 (内消費税 244円)<br/>10%対象 0円 (内消費税 0円)<br/>※は軽減税率の対象であることを示します。</p>                                                                                   |         | <p>株式会社 <b>ニミス新聞</b><br/>本店 静岡市清水区大手一丁目3番10号<br/>(TEL) 366-1577 (FAX) 367-9289<br/>(フリーダイヤル) 0120-1577-01<br/>担当者: [REDACTED]</p> |    |         |        |   |      |                                                                                                            |  |      |         |        |  |             |  |
| <p>秋風が心地良く過ごしやすい季節になりましたが朝晩はずいぶん涼しくなってきました。ご自愛下さい。</p>                                                                                                           |         |                                                                                                                                   |    |         |        |   |      |                                                                                                            |  |      |         |        |  |             |  |

| 領収証                                                                                                                                                                                                                                                     |         |            |            |                    |    |       |   |       |  |       |   |       |  |                                                                                                                                                                                                           |  |             |         |              |  |          |  |              |  |                                                                                                                                                |  |       |   |          |      |       |            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|------------|------------|--------------------|----|-------|---|-------|--|-------|---|-------|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------|---------|--------------|--|----------|--|--------------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------|---|----------|------|-------|------------|
| 支店                                                                                                                                                                                                                                                      | 区域      | 順路         | No.        | 中沢 通訓 様            |    |       |   |       |  |       |   |       |  |                                                                                                                                                                                                           |  |             |         |              |  |          |  |              |  |                                                                                                                                                |  |       |   |          |      |       |            |
| 05                                                                                                                                                                                                                                                      | 007     | 232        | [REDACTED] |                    |    |       |   |       |  |       |   |       |  |                                                                                                                                                                                                           |  |             |         |              |  |          |  |              |  |                                                                                                                                                |  |       |   |          |      |       |            |
| ※は軽減税率対象です                                                                                                                                                                                                                                              |         |            |            |                    |    |       |   |       |  |       |   |       |  |                                                                                                                                                                                                           |  |             |         |              |  |          |  |              |  |                                                                                                                                                |  |       |   |          |      |       |            |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>銘柄</th> <th>部数</th> <th>金額(円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※朝日新聞</td> <td>1</td> <td>4,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※農業新聞</td> <td>1</td> <td>2,623</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> |         | 銘柄         | 部数         | 金額(円)              | 備考 | ※朝日新聞 | 1 | 4,400 |  | ※農業新聞 | 1 | 2,623 |  | <table border="1"> <tr> <td>領収金額 (含消費税)</td> <td>7,023 円</td> </tr> <tr> <td>2021 年 09 月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>領収致しました。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 年 9 月 25 日</td> <td></td> </tr> </table> |  | 領収金額 (含消費税) | 7,023 円 | 2021 年 09 月分 |  | 領収致しました。 |  | 3 年 9 月 25 日 |  | <table border="1"> <tr> <td>10%対象</td> <td>0</td> <td>(内消費税 0)</td> </tr> <tr> <td>8%対象</td> <td>7,023</td> <td>(内消費税 520)</td> </tr> </table> |  | 10%対象 | 0 | (内消費税 0) | 8%対象 | 7,023 | (内消費税 520) |
| 銘柄                                                                                                                                                                                                                                                      | 部数      | 金額(円)      | 備考         |                    |    |       |   |       |  |       |   |       |  |                                                                                                                                                                                                           |  |             |         |              |  |          |  |              |  |                                                                                                                                                |  |       |   |          |      |       |            |
| ※朝日新聞                                                                                                                                                                                                                                                   | 1       | 4,400      |            |                    |    |       |   |       |  |       |   |       |  |                                                                                                                                                                                                           |  |             |         |              |  |          |  |              |  |                                                                                                                                                |  |       |   |          |      |       |            |
| ※農業新聞                                                                                                                                                                                                                                                   | 1       | 2,623      |            |                    |    |       |   |       |  |       |   |       |  |                                                                                                                                                                                                           |  |             |         |              |  |          |  |              |  |                                                                                                                                                |  |       |   |          |      |       |            |
| 領収金額 (含消費税)                                                                                                                                                                                                                                             | 7,023 円 |            |            |                    |    |       |   |       |  |       |   |       |  |                                                                                                                                                                                                           |  |             |         |              |  |          |  |              |  |                                                                                                                                                |  |       |   |          |      |       |            |
| 2021 年 09 月分                                                                                                                                                                                                                                            |         |            |            |                    |    |       |   |       |  |       |   |       |  |                                                                                                                                                                                                           |  |             |         |              |  |          |  |              |  |                                                                                                                                                |  |       |   |          |      |       |            |
| 領収致しました。                                                                                                                                                                                                                                                |         |            |            |                    |    |       |   |       |  |       |   |       |  |                                                                                                                                                                                                           |  |             |         |              |  |          |  |              |  |                                                                                                                                                |  |       |   |          |      |       |            |
| 3 年 9 月 25 日                                                                                                                                                                                                                                            |         |            |            |                    |    |       |   |       |  |       |   |       |  |                                                                                                                                                                                                           |  |             |         |              |  |          |  |              |  |                                                                                                                                                |  |       |   |          |      |       |            |
| 10%対象                                                                                                                                                                                                                                                   | 0       | (内消費税 0)   |            |                    |    |       |   |       |  |       |   |       |  |                                                                                                                                                                                                           |  |             |         |              |  |          |  |              |  |                                                                                                                                                |  |       |   |          |      |       |            |
| 8%対象                                                                                                                                                                                                                                                    | 7,023   | (内消費税 520) |            |                    |    |       |   |       |  |       |   |       |  |                                                                                                                                                                                                           |  |             |         |              |  |          |  |              |  |                                                                                                                                                |  |       |   |          |      |       |            |
| <p>有限会社 石原新聞店<br/>静岡市清水区江尻東1-1-1</p>                                                                                                                                                                                                                    |         |            |            | <p>0780-107466</p> |    |       |   |       |  |       |   |       |  |                                                                                                                                                                                                           |  |             |         |              |  |          |  |              |  |                                                                                                                                                |  |       |   |          |      |       |            |
| <p>ご購読ありがとうございます。本証はご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です。</p>                                                                                                                                                                                                       |         |            |            |                    |    |       |   |       |  |       |   |       |  |                                                                                                                                                                                                           |  |             |         |              |  |          |  |              |  |                                                                                                                                                |  |       |   |          |      |       |            |

整理番号 9-14

使途項目 サーチャージ

支出証拠書

780 - 003

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

|       |                                                                |     |        |
|-------|----------------------------------------------------------------|-----|--------|
| 経費項目  | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費 |     |        |
| 内 容   | 事務所電話代 (NTT 9 月請求分)                                            |     |        |
| 年 月 日 | 令和 3 年 9 月 27 日 ~ 令和 年 月 日                                     | 金 額 | 3201 円 |

|                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| 目 的                    | 政務活動に使用する事務所電話代 |
| 使 途                    | —               |
| 政務活動・<br>県政との<br>関 連 性 | —               |

《領収書貼付枠》

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

|                   |                     |              |                  |                      |                            |                         |
|-------------------|---------------------|--------------|------------------|----------------------|----------------------------|-------------------------|
| ご請求先氏名<br>中沢 通訓 様 | お客様番号<br>[REDACTED] | 2021年 9月ご請求分 | 金額(円)<br>¥6,403- | 受取人<br>NTTファイナンス株式会社 | お問合せ先 (無料)<br>0800-3335550 | 領 取 日 附 印<br>[REDACTED] |
|-------------------|---------------------|--------------|------------------|----------------------|----------------------------|-------------------------|

収入印紙貼付欄  
(金額欄・CVS用)→お客様

|                            |          |          |               |
|----------------------------|----------|----------|---------------|
| 案分の理由<br>政務活動と後援会活動<br>で案分 | 領収書金額(a) | 案分率(b)   | 政務活動費支出額(a×b) |
|                            | 6,403 円  | 1/2<br>% | 3201 円        |

整理番号 9-15

使途項目 サーチキー 支出証拠書

□□□□ - □□□□

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓 )

|      |                                                             |     |            |
|------|-------------------------------------------------------------|-----|------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・ <u>広告費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 |     |            |
| 内容   | ドメイン維持費                                                     |     |            |
| 年月日  | 令和3年9月27日~令和                                                | 年月日 | 金額 1,558 円 |

|               |              |
|---------------|--------------|
| 目的            | パソコンドメイン登録   |
| 使途            | 維持費          |
| 政務活動・<br>県政との | 情報利用集 必要アイテム |

ご利用明細 スルガ銀行  
 ご来店ありがとうございます。SURUGAbank  
 お取引内容をご確認のうえ、お持ち帰りください。

契約期間 2021年11月9日~2022年11月8日  
 今回は11月~3月までの5ヶ月分を充当

|                                                                               |               |       |
|-------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------|
| お取引内容                                                                         | ご利用年月日        | ご利用時間 |
| 振込                                                                            | 030927        | 09:56 |
| 銀行番号   お取引店   科目   口座番号                                                       |               |       |
| お取引店                                                                          |               |       |
| 0700                                                                          | *3,300        |       |
| ATM番号                                                                         | お取引内容         | 手数料   |
| 0010                                                                          | 万円 千円 百円 十円 円 | *440  |
| お取引番号                                                                         | お取引内容         |       |
| 0954                                                                          | 万円 千円 百円 十円 円 |       |
| 説明コード                                                                         | お取引種元帳番号      |       |
|                                                                               | *****         |       |
| 三菱UFJ銀行<br>横浜西口支店<br>口座番号 普通 5189475<br>受取人名 カ) ケイティ アイ アイ<br>エフ コミュニケーションズ 様 |               |       |
| 依頼人名 012109016238ナカサ<br>ミチノリ 様                                                |               |       |
| 電話番号 054-352-5641<br>CD手数料 *0                                                 |               |       |

$$\begin{array}{r}
 3300 \text{ 円} \\
 + 440 \\
 \hline
 3740 \times \frac{5}{12} \\
 = 1558.33 \text{ 円}
 \end{array}$$

( 3月 2182円は  
 今年4月に繰下り )

| 按分の理由               | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|---------------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかか<br>ものである。 | 1,558 円  | 100 %  | 1,558 円       |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



ご請求年月日 2021年09月01日

〒 424-0821

静岡県静岡市清水区相生町7-26

中沢みちのり事務所

中沢通訓 様

株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ

〒107-0062

東京都港区南青山2-26-1 D-LIFEPLACE南青山10階

お問い合わせ先 E-mail:accounting@cpi.ad.jp



# 請求書

下記のとおりご請求申し上げます【電子決済(クレジットカード・pay-easy)】、【銀行振込】いずれかの方法でお支払いください。

ご不明な点がございましたら、メール(accounting@cpi.ad.jp)にてご連絡ください。

|                       |                 |                     |
|-----------------------|-----------------|---------------------|
| 請求書番号<br>012109016238 | ご請求金額<br>¥3,300 | お支払期限<br>2021年10月8日 |
|-----------------------|-----------------|---------------------|

### 【電子決済(クレジットカード・pay-easy)】

マイページ(<https://login.cpi.ad.jp/login.php>)にログイン後、請求一覧画面の<決済方法選択>ボタンからお手続きください。

### 【銀行振込】

■振込先:三菱UFJ銀行 横浜西口支店 普通 5189475 株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ カ)ケイディーディーアイウェブコミュニケーションズ  
※振込手数料はお客様でご負担ください。

○振込名義が請求先登録名と異なる、同額請求が複数ある、複数の請求を合算でお振込みいただくなどの場合は「お振込み前に」マイページの請求一覧画面の<振込明細フォームへ>ボタン、またはCPIホームページ<振込明細フォーム> (<https://www.cpi.ad.jp/payment-form/>)より、お支払い内容に関する情報をご連絡ください。

### ご請求内訳

ドメイン名: nakazawa-m.com

ご契約期間:2021年11月09日~ 2022年11月08日

| *サービス費名*  | 請求対象期間                    | 単価*    | 数量* | 金額*    |
|-----------|---------------------------|--------|-----|--------|
| ドメイン維持費   | 2021年11月09日 ~ 2022年11月08日 | ¥3,000 | 1   | ¥3,000 |
| <小計>      |                           |        |     | ¥3,000 |
| 消費税額(10%) |                           |        |     | ¥300   |
| <合計>      |                           |        |     | ¥3,300 |

整理番号 9-16

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

|       |                                                               |            |             |
|-------|---------------------------------------------------------------|------------|-------------|
| 経費項目  | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <b>事務所費</b> ・人件費 |            |             |
| 内 容   | 光熱水費 (電気代・水道代・ )                                              |            |             |
| 年 月 日 | 令和3年9月27日                                                     | ~ 令和 年 月 日 | 金 額 10,868円 |

|                      |                  |
|----------------------|------------------|
| 目的                   | 政務活動事務所で使用する光熱水費 |
| 使 途                  | —                |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性 | —                |

口座振替払済のお知らせ (電気料金等領収証)

毎度お引立ていただきありがとうございます。  
令和 3年 9月分 の電気料金等を、口座振替により領収いたしました。

令和 3年 9月28日発行

振替内容

|             |                                    |              |
|-------------|------------------------------------|--------------|
| 振替年月日       | 合計領収金額                             | 消費税等相当額 (再掲) |
| 令和 3年 9月27日 | 21,736円                            | 1,974円       |
| 指定口座        | 口座情報の表示を希望される場合は<br>担当窓口までご連絡ください。 |              |

領収金額の内訳

| お客さま番号        | 回線 | 契約種別  | ご使用量 kWh/m3  | 領収金額 円         | 精算-額等 円                | 初回引落割引額 円, 銭      | 記事 |
|---------------|----|-------|--------------|----------------|------------------------|-------------------|----|
| おなまえ          |    | 容量    |              | 消費税等相当額 (再掲) 円 | (金額再掲)<br>再エネ発電促進賦課金 円 | 燃料費調整額 円, 銭       |    |
| ナカザワ ジムシヨ キヨウ | 11 | 従量電灯B | 30<br>A 104  | 2,930          | 349                    | -55.00<br>-409.76 |    |
| ナカザワ ミチノリ     | 11 | 従量電灯B | 30<br>A 145  | 3,881          | 487                    | -55.00<br>-571.30 |    |
| ナカザワ ミチノリ     | 11 | 低圧電力  | 10<br>kW 247 | 14,925         | 829                    | -973.18           |    |
|               |    |       |              | 1,356          |                        |                   |    |

|                            |                      |                    |                           |
|----------------------------|----------------------|--------------------|---------------------------|
| 案分の理由<br>政務活動と後援会活動<br>で案分 | 領収書金額(a)<br>21,736 円 | 案分率(b)<br>1/2<br>% | 政務活動費支出額(a×b)<br>10,868 円 |
|----------------------------|----------------------|--------------------|---------------------------|

整理番号 9-17

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 中澤 通訓 )

|      |                                                              |     |            |
|------|--------------------------------------------------------------|-----|------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費 |     |            |
| 内容   | インターネット接続料 ( 9月請求分 )                                         |     |            |
| 年月日  | 令和3年9月28日~令和                                                 | 年月日 | 金額 2,035 円 |

|                      |                  |
|----------------------|------------------|
| 目的                   | 政務活動上の情報収集に使用する。 |
| 使途                   | —                |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性 | —                |

《領収書貼付枠》

| ↑ 通常貯金 (兼お) |             |
|-------------|-------------|
| 年月日         | 取扱店         |
| 01 3-09-10  |             |
| 02 3-09-28  | (日専連 静岡) 自払 |
| 03 3-10-04  |             |
| 04 3-10-07  |             |
| 05 3-10-11  | 23362       |
| 06 3-10-11  |             |

2,035

|                               |          |        |               |
|-------------------------------|----------|--------|---------------|
| 案分の理由<br>全て政務活動にかかる<br>ものである。 | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|                               | 2,035 円  | 100 %  | 2,035 円       |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

## Webしずおかお支払明細書

いつもご利用いただき誠にありがとうございます。今回の「お支払明細書」をお送りいたします。お手もとの、お客様控え等とご照合ください。なお、合計額を下記の通り自動振替させていただきますのでよろしくようお願い申し上げます。

|           |              |
|-----------|--------------|
| お問合せ番号    |              |
| お支払い日     | 2021年 9月 28日 |
| 今月のお支払い金額 | 2,035 円      |

※お支払い口座へのご入金、お支払い日の前営業日までにお願いたします。

| お支払い口座 |           |
|--------|-----------|
| 金融機関名  |           |
| 支店名    |           |
| 預金種目   |           |
| 口座番号   |           |
| 口座名義   | ナカサワ ミチノリ |

### ◆お支払いについてのお問合せ

#### 日専連 静岡

〒420-0031 静岡市葵区呉服町2-7-26

TEL 054-252-7188 FAX 054-252-7210

【お問合せ時間】 10:00~17:00

### ◆Webしずおかご利用についてのお問合せ

#### Webしずおか ☎ 0120-224-260

〒420-0034 静岡県静岡市葵区常盤町2丁目6番地の8 TOKAIビル

【お問合せ時間】 10:00~18:00 (平日のみ、土・日・祝日 休み)

### ◆Web閲覧への切替のお手続について

日専連静岡ではご利用明細書の閲覧方法を「紙」から「Web」で閲覧できるサービスへ切替を推進しております。

下記、日専連静岡ホームページから登録をお願いします。

<https://www.nissenren-shizuoka.co.jp>

※日専連静岡ホームページの「My 日専連静岡」(左上の箇所)をクリックし、必要事項を登録ください。翌月から紙書でのご利用明細書の発送を停止いたします。紙書が必要な方は「Web」「紙」ともにご選択ください。

使途項目 サーチキー

支出証拠書

□□□□ - □□□□

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓 )

|      |                                                      |     |            |
|------|------------------------------------------------------|-----|------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 |     |            |
| 内容   | 東京2020オリンピック卓球に混合ダブルス優勝を支援                           |     |            |
| 年月日  | 令和3年9月28日~令和                                         | 年月日 | 金額 4,040 円 |

|              |                                         |
|--------------|-----------------------------------------|
| 目的           | 水谷準・伊藤美誠選手の戦況と表彰を伝える市民へのアピール (磐田市役所ロビー) |
| 使途           | 高速道路料金                                  |
| 政務活動・県政との関連性 | 地域の名を上げた大いに効果があり、県もイメージアップとなる。          |

ご利用ありがとうございます。  
料金額では一旦停車してください。



**利用証明書**

料金所 磐田

お問合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご利用にならないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

21年 9月28日11時50分

車種 普通

通行料金 ¥2,210-

(外訳)

-入口料金所 - 清水 ETC 有効期限21年12月  
会員番号 (支払 - 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号201-01101102-00

ご利用ありがとうございます。  
料金額では一旦停車してください。



**利用証明書**

料金所 静岡

お問合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご利用にならないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

21年 9月28日13時25分

車種 普通

通行料金 ¥1,830-

(外訳)

-入口料金所 - 磐田 ETC 有効期限21年12月  
会員番号 (支払 - 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号211-00101245-00

清水  
磐田  
静岡

|                           |          |        |               |
|---------------------------|----------|--------|---------------|
| 按分の理由<br>全て政務活動にかかるものである。 | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|                           | 4,040 円  | 100%   | 4,040 円       |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



令和3年9月27日

特定非営利活動法人

次郎長生家を活かすまちづくりの会 会員各位

## 第6期(令和3年度)の年会費納入のお願いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃は、当会活動に格別のご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、第6期(令和3年8月1日～令和4年7月31日)の年会費納入のご案内をさせていただきます。金融機関にてご送金をお願いいたします。

なお、振込み手数料は会員様のご負担でお願いいたします。請求書、領収書が必要な方はお申し出ください。

退会を希望される場合はご連絡いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

★期間 令和3年8月1日～令和4年7月31日の1年分

★会費の種類

|          |         |
|----------|---------|
| ◆正会員入会金  | 0円      |
| ◆賛助会員入会金 | 0円      |
| ◆正会員年会費  |         |
| 個人・団体    | 3,000円  |
| ◆賛助会員年会費 |         |
| 個人       | 1,000円  |
| 団体・法人    | 10,000円 |

★会費振込み口座

銀行名：静岡銀行 北安東支店

口座番号：普通 0705296

名義人：特定非営利活動法人 次郎長生家を活かすまちづくりの会 理事 牧田充哉

★連絡先・お問合せ先

NPO法人 次郎長生家を活かすまちづくりの会

会計担当 ■■■■■ 054-368-7772 (HARUTA くさなぎ春田眼鏡店)

特定非営利活動法人次郎長生家を活かすまちづくりの会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人次郎長生家を活かすまちづくりの会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市清水区に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を静岡県静岡市葵区内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、次郎長翁を顕彰し、次郎長生家に関する保全・活用それらを通じた事業を行い、地域振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 情報化社会の発展を図る活動
- (9) 経済活動の活性化を図る活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 次郎長生家の保全・活用に関する事業
  - ② 次郎長翁を活かしたまちづくりをすすめる事業
  - ③ 次郎長翁に係る情報発信事業
  - ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
  - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、2人以上を副理事長、1人以上を顧問とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長・副理事長及び顧問は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者等又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

### (構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算の変更
- (4) 役員の職務及び報酬
- (5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第45条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者等にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承

、 諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 牧田 充哉

副理事長

同

同

顧問

理事

同

監事

同

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成30年9月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から平成29

年7月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 0 円
- (2) 賛助会員入会金 0 円
- (3) 正会員年会費 3,000 円
- (4) 賛助会員年会費 個人 1,000 円  
団体・法人 10,000 円

整理番号 9-20

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 9 月分】 9/28 (会派名・議員氏名 ぶじのくに県民クラブ： 中澤通訓)

|      |                |             |             |
|------|----------------|-------------|-------------|
| 区 分  | 前回給油(領収書貼付分) A | 今回(直近の)給油 B | 総走行距離 C=B-A |
| 年月日  | 年 月 日          | 年 月 日       |             |
| 走行距離 | km             | km          | km          |

| (経費項目別充当額)                                                                                                                               |           |                    |         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|--------------------|---------|
| 経費項目                                                                                                                                     | 走行距離 (km) | 積算方法※              | 充当額 (円) |
| 事務費                                                                                                                                      | 189       | 18 円 × 189 km / km | 17802   |
| ※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)<br>※領収書による充当方式<br>・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)<br>・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合 |           |                    |         |
| ≪支払証明≫上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 中澤通訓                                                                                              |           |                    |         |

≪領収書貼付枠≫

|                               |          |        |               |
|-------------------------------|----------|--------|---------------|
| 案分の理由<br>全て政務活動にかかる<br>ものである。 | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|                               | 17,802 円 | 100 %  | 17,802 円      |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



整理番号 9-21

使途項目 サーチキー

支出証拠書

774 - 00

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓 )

|       |                                                     |                  |            |
|-------|-----------------------------------------------------|------------------|------------|
| 経費項目  | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等報酬費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 |                  |            |
| 内 容   | 県庁にて調査                                              |                  |            |
| 年 月 日 | 令和 3 年 9 月 / 日                                      | ～令和 3 年 9 月 30 日 | 金 額 4620 円 |

|                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目的<br>(該当項目に丸印)                   | 部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理                                                                                                                                                                                                                               |
| 使 途<br>(該当項目に丸印)                  | 交通費・宿泊費・駐車料                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性<br>(該当項目に丸印) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>○ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>○ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>○ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul> |
| <<領収書貼付枠>><br><br>別紙のとおり          |                                                                                                                                                                                                                                                                   |

| 案分の理由            | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|------------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかかるものである。 | 4,620 円  | 100 %  | 4,620 円       |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

| 月 日  | 内 容            | 金 額   |
|------|----------------|-------|
| 9月1日 | 県税滞納機構打合せ 知事面談 | 660   |
| 6    | 質由打合せ          | 660   |
| 9    | "              | 660   |
| 10   | " 予算案説明        | 660   |
| 14   | 議案説明、役員総会      | 660   |
| 17   | 質由ヒアリング        | 660   |
| 24   | 議案整理           | 660   |
|      |                |       |
|      |                |       |
|      |                |       |
|      |                |       |
|      |                |       |
|      |                |       |
|      |                |       |
|      |                |       |
|      |                |       |
|      |                |       |
|      |                |       |
|      |                |       |
|      |                |       |
|      |                |       |
|      |                |       |
|      |                |       |
|      |                |       |
|      |                |       |
|      |                |       |
| 合 計  |                | 4,620 |



整理番号 9-22

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

|      |                                                              |    |          |
|------|--------------------------------------------------------------|----|----------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <b>人件費</b> |    |          |
| 内容   | 職員給与 ( 9 月分)                                                 |    |          |
| 年月日  | 令和3年9月1日~令和3年9月30日                                           | 金額 | 45,135 円 |

|                      |                |
|----------------------|----------------|
| 目的                   | 政務活動を補助する職員を雇用 |
| 使途                   | —              |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性 | —              |
| 《領収書貼付枠》             |                |

給料支払明細書

( 3 年 9 月分)

殿

| 日数  | 日  | 時  | 分 | 給   | 金 | 当 | 手 | 交      | 通 | 合 | 控 | 除 | 額 | 差引支給額  |
|-----|----|----|---|-----|---|---|---|--------|---|---|---|---|---|--------|
| 102 | 10 | 27 | 0 | 885 |   |   |   | 90,270 |   |   |   |   |   | 90,270 |
| 前   | 合  | 計  |   |     |   |   |   |        |   |   |   |   |   |        |



102 時間 x 885 円 = 90,270 円

|                            |                      |                      |                           |
|----------------------------|----------------------|----------------------|---------------------------|
| 案分の理由<br>政務活動と後援会活動<br>で案分 | 領収書金額(a)<br>90,270 円 | 案分率(b)<br>1 / 2<br>% | 政務活動費支出額(a×b)<br>45,135 円 |
|----------------------------|----------------------|----------------------|---------------------------|

政務活動事務雇用者出勤簿

|      |    |            |
|------|----|------------|
| 9 月分 | 氏名 | [REDACTED] |
|------|----|------------|

|          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 政務活動業務内容 | 政務活動関係書類作成 政務活動事務処理・事務連絡・来客応対 |
|----------|-------------------------------|

| 日  | 曜日 | 日付区分 (○等で表示)            | 勤務時間数 |
|----|----|-------------------------|-------|
| 1  | 水  | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 |       |
| 2  | 木  | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 6     |
| 3  | 金  | ・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 6     |
| 4  | 土  | ・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 |       |
| 5  | 日  | ・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 |       |
| 6  | 月  | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 |       |
| 7  | 火  | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 6     |
| 8  | 水  | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 6     |
| 9  | 木  | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 6     |
| 10 | 金  | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 5     |
| 11 | 土  | ・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 5     |
| 12 | 日  | ・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 |       |
| 13 | 月  | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 |       |
| 14 | 火  | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 5     |
| 15 | 水  | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 5     |
| 16 | 木  | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 6     |
| 17 | 金  | ・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 6     |
| 18 | 土  | ・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 |       |
| 19 | 日  | ・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 |       |
| 20 | 月  | ・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 |       |
| 21 | 火  | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 6     |
| 22 | 水  | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 6     |
| 23 | 木  | ・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 |       |
| 24 | 金  | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 6     |
| 25 | 土  | ・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 |       |
| 26 | 日  | ・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 |       |
| 27 | 月  | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 5     |
| 28 | 火  | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 5     |
| 29 | 水  | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 6     |
| 30 | 木  | ○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 | 6     |
|    |    | ・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇 |       |
| 計  |    |                         | 102   |

上記のとおり雇用したことを証明する。

平成33年9月30日  
ふじのくに県民クラブ 中澤通訓 印

\* 証明は、雇用主が署名して押印する。